令和８年１１月６日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和８年１１月６日
（２）事業者の氏名又は名称	東京都観光汽船株式会社
（３）処分等の種類	警告
（４）原因となった事故等の概要	令和８年７月３日に、東京都観光汽船株式会社の使用船舶が隅田川を航行中、吾妻橋に接触する事故が発生しました。これを受けて、同年７月２１日、８月１３日及び１０月２日に、海上運送法第２５条第１項に基づく検査を同社に対して実施したところ、事故等の連絡体制に不備があること等、当該事業者の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。
（５）処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和８年１２月７日までに文書により報告すること。 ① 経営トップは、安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ② 安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ③ 運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ④ 船長は、安全管理規程第４３条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について速やかに海上保安官署等に連絡すること。また、運航管理者は安全管理規程第４８条に基づき、事故が発生した時は速やかに運輸局等まで事故の状況について報告すること。

（６）違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数　７点 （うち輸送の安全に関する違反点数　７点） 当該事業者の累積違反点数 一般旅客定期航路事業（関東 131）　７点 一般旅客定期航路事業（関東 143）　７点 （うち輸送の安全に関する違反点数　７点）